

会議録

- 会議名** 平成 20 年度第 3 回八王子市文化財保護審議会
- 日時** 平成 21 年 1 月 29 日 (木) 午後 2 : 00 ~ 午後 4 : 00
- 場所** 郷土資料館会議室
- 出席者** 【委員】 相原悦夫会長・加藤哲副会長・阿部朝衛委員・池上裕子委員・
岩橋清美委員・神立孝一委員・津山正幹委員・菱山忠三郎委員・
渡辺美彦委員
【事務局】 渡辺徳康課長・新藤康夫主査・土井義夫主任・木住野直彦主任
- 欠席者** 齋藤経生委員・中村ひろ子委員・堀江承豊委員
- 議題** 協議事項 (1) 文化財指定候補について
報告事項 (1) 保護行政の指針について
(2) 国史跡八王子城の整備について
その他
- 公開・非公開の別** 公開
- 傍聴人** 0 人
- 配布資料** 1. 第 3 回文化財保護審議会次第
2. 文化財指定候補について
3. 八王子市における文化財保護行政の指針の制定について
4. 国史跡八王子城跡の整備について
5. 平成 20 年度特別展 開発と観光の時代へ - 昭和 30 年 ~ 40 年代の八王子の風景 - (八王子市教育委員会)
6. 平成 20 年度特別展 開発と観光の時代へ - 昭和 30 年 ~ 40 年代の八王子の風景 - チラシ
7. 平成 20 年度特別展 開発と観光の時代へ - 昭和 30 年 ~ 40 年代の八王子の風景 - 年表資料
8. とくべつてん「開発と観光の時代へ」こどもかいせつシート
- 会議録** 要点筆記とする。

開会

新藤主査 それでは、各委員さんにお集まりいただきましたので、平成 20 年度第 3 回文化財保護審議会を開催したいと思います。本日は 9 名の委員の先生に出席していただきましたので、会議は成立しております。それから、署名委員につきましては、今回、菱山先生にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。議事につきましては、会長さんの方からお願いします。

相原会長 第 3 回の文化財保護審議会ということで、お手元に資料をお配りしてあると思いますが、協議事項一点、文化財指定候補について従来 2 回に渡って検討してきたものでありますけれどそれが第一点、それから報告事項これは事務局の方から二点ございます。長年検討してきました保護行政の指針について平成 20 年 12 月 10 日に制定したということで報告があります。2 番目に国史跡八王子城跡の整備、整備はいろいろとありますが、3 点程盛り込まれています。後程事務局の方から報告があります。それからその他、こういう順序で今日の会を進めて行きたいと思えます。

協議事項

(1) 文化財指定候補について

相原会長 まず、協議事項の第一点、文化財指定候補について、実はこの指定候補については、第 1 回の 9 月 18 日に提起されました絵画、それから東福寺の板絵など 9 点程研究し、12 月 19 日時点で絵画 6 点、東福寺本堂の板絵を実際に見ました。指定候補に該当するものは見聞したということです。今回その中から 6 点程ピックアップし、所見等を含めて絵画の評価そういったものを 2 月 25 日の諮問決定に先立ちまして、この委員会としての基本的な考え方を煮詰めたいということで今日協議して行きたいと思えます。12 月 19 日に郷土資料館の展示室で原物 6 点を掲示しまして、委員の皆さん方に見ていただきました。絵画というよりは歴史資料としての指定候補として協議していただければいいと思えます。順を追って示してありますけれど、千人同心組頭三木家の肖像画、天然理心流の師範増田蔵六の肖像画、それぞれ江戸末期に描かれた八王子の歴史資料として価値があるものだというふうにこれまでいろいろと各視点から論じられておりましたし、改めて現物を見ていただいた中から意見を述べていただければと思えます。それでは、一番上の方から見て行きます。千人同心組頭三木幸光肖像画絹本着色それから、同夫人津弥肖像画紙本着色これは全部あわせて行いますか？それとも一点ずつ行いますか？

土井主任 その前によろしいでしょうか？12 月 19 日に実物を見ていただいた中で、

実際に現地へ行って見ました東福寺観音堂の板絵について、私はしばらく行っていなかったものですから、護摩壇があってそこに新しく設置されているということを見てみたということで、これからどう保存して行ったらよいかまだ課題が残ります。また、住職さんとのもう少し詰めた話をして行きたいということで、時間をかけて考えて行きたい。よって、今回は指定候補から外させていただきました。それから、もう一点松本斗機蔵関係のものについては、所有者の渡辺さんとの話し合いがまだ足りないということで、もう少し時間が必要で指定候補から外してあります。指定候補の中で残ったのは、三木家三代の肖像画と増田蔵六の肖像画となりました。そういうことで検討させていただきたいと思います。それから、本日は齋藤委員が欠席ですが、いろいろと調べて調書を作ってくださいということで本日には間に合いませんでしたけれど、できるだけ早く調書を出していただけないということになっております。また、先日齋藤委員との話の中で、この6点に絞っていいのではないかと話をいただいておりますので、参考にさせていただきたいと思いません。

相原会長 事務局の方から二点・三点と話がありました。第一点は、東福寺の板絵については除外する。第二点は渡辺先生のところで所蔵されている世界図・松本斗機蔵作は外す。折りをみて再度検討する資料として提示したいということです。それから、12月19日東福寺に行かれていろいろ見ていただいた齋藤先生は本日欠席ですが、後日事務局の方に所見という形で報告が出されるのでそれを参考にしたいという内容であります。それでは、具体的にこの6点について審議して行きたいと思いますが、まとめてですかそれとも一点一点ずつですか？

土井主任 一応、三木家は一括ということで考えていただきたい。参考資料として三木家の系図を由緒書であるとか、先祖の伝え書きから作成しましたので、検討の材料にさせていただければと思います。

相原会長 それではですね、三木幸光・三木津弥・三木茂堯・三木屋與・三木栄攄五点について、原物を見た感想・質問・所見等あれば言っていただければと思います。また、前回お配りした資料の中にコピーがありますから、コピーを見ていただいて感じたこと、参考と思われる意見などがありましたら述べていただければよろしいのではないかと思います。神立先生何かありますか？

神立委員 私には芸術的センスもありませんし、齋藤先生がよろしいとおっしゃればそうなのかなと思います。

相原会長 では、事務局の方でこの資料について歴史資料的な意味合いから、どういう価値が見出せるのかまた、どの程度の評価を得られるのか説明していた

だけですか。

土井主任 その前に、前回さしあげた資料にちょっと間違いがありまして、作者の森田五水と椿椿山がずれて記入してありましたので、今回お示ししたのが最終的に正しいと考えていただければと思います。二代目茂堯が森田五水で三代目栄攄が椿椿山という銘が入っているということになります。この前、齋藤先生とお話させていただいたところでは椿椿山と書いてあるけれども、椿椿山の絵のタッチとはどうも違うのではないかというようなご指摘をいただいております、そのへんが課題として残るかと思っております。ただ、これだけ三代五人に渡る肖像画が残されているということほとんど例がない。特に女性の肖像画が残されているというのが珍しい。文政から天保期以降の風俗を知る上で貴重だと思います。以前に中村委員よりご指摘がありましたように、作者が分からない部分がありますので、絵画資料という視点から指定をするよりも、歴史的な意義を認めた形で指定をした方がいいだろうと考えております。それから、天然理心流の増田蔵六もですね、天然理心流は新撰組ということで全国的に話題になっておりますが、天然理心流の三代目が八王子の戸吹から町田の島崎周助のところへ行ってしまうと、八王子の天然理心流というものが今までほとんど知られていなかった意味合いからすると、三代目の増田蔵六の果たした役割というものも最近見直されております。郷土資料館でもその辺を明らかにするための展示会をやらせていただいて、少し調査も進んできた中で、増田蔵六の肖像画も歴史的に価値があると考えております。以上二点です。

神立委員 作成年代は特定できますか？いつぐらいに描かれたものか教えていただければ。

土井主任 齋藤委員から資料が出てきていないので。

神立委員 要は、ご本人たちが生存されている時に描かれたものなのか。亡くなった後に想像して描かれたものなのか。

土井主任 その辺はまだはっきりと特定はできないと思うのですが、三代目愛之助栄攄の場合は天保年間、もう一つ分かるのは、森田五水が描いた作品が増田蔵六と三木茂堯二つありますよね。これに森田五水が何歳の時描いたのか記載があるんですね。茂堯の場合は、森田五水が66歳と書いてありますからこれは安政五年ですね。それから増田蔵六の方は、森田五水が74歳ですからこれは慶応二年になります。その他夫人達の方は情報が少ないのですが、恐らく生存中ではないかと考えております。

神立委員 栄攄の椿が描いたものが天保期だとすると、父の茂堯の方は後になってしまうのですか。子供が先に描かれて父が後に描かれるという不自然さを感じるのですが。

土井主任 ただ、齋藤委員が言うように、椿椿山が描いたものではないとなると違って来るのかなと思います。

神立委員 通常の目からすると変ですよ。

相原会長 ここに提示されている 6 点以外の人物画に、江戸後期または江戸末期に描かれた八王子市内に所蔵してあるものにどんなものがありますか。

土井主任 例えば、塩野適齋、松本胤保、恩方の千人同心の画像があります。

相原会長 それと候補に挙がっているものとの違いは？

土井主任 それなりにそれぞれ価値はあると思うのですが、今回挙げさせていただいた三木家のものは 5 人分揃っているということと、女性の絵・当時の千人同心組頭クラスの衣裳や髪型等知るうえで評価できます。また、ご覧いただいたように表装がかなり悪くなっておりますので、指定をしてできたら補助金で表装のし直しをして保存を図りたいという観点です。

適齋については、表装は新しいし、とりあえずは郷土資料館でお預かりさせていただいていますので、そういう意味では急ぐ必要がない。恩方の絵については、まだ実物を見に行っていないので、確認作業が進んでいないといったところであります。

池上委員 「既指定の有形文化財（絵画）一覧」というものがありまして、自画像とかいうものが入っていますけれど、これは絵画として指定されていますね。それとの違いはどのようなものか。

土井主任 当初、絵画ということで提案させていただきましたが、作者名が分からないものについて、絵画として指定は難しいだろうというご意見もいただきましたので、歴史資料という形で指定させていただきたいと考えております。今までに指定されているものは、指定の年月日がちょっと古いんですね。当時は絵画ということで指定はされていますけれど、現在にしたらどうかという議論が起きると思われるので、今後の検討課題にさせていただきたいと思えます。関文川の評価については、それなりにありますけれど、例えば大内図巻などは関文川のオリジナルな絵ではなくて、当時の撰関家が持っていたものを関文川が写したというかたちになると評価が変わってくると思えますし、今後の見直しが必要となってくるのかなと考えております。それから、平成になってからの指定一覧を挙げてありますけれど、それより前は昭和 30～40 年代の指定のもので、指定区分の厳密な検討を経ないで指定されたものがあり、以前に指定名称の変更もあったかと思いますが、それがいい例で今後検討が必要なものがあるのではないかと思います。

相原会長 事務局の方から何点が特徴・意義付け等説明がありました。阿部先生何かありますか？

阿部委員 指定するという点でみれば、セットでした方が良いのではないかと思います。

ます。その点で歴史資料としての位置付けは、合理的ではないかと思えます。

相原会長 津山先生はどうでしょうか？

津山委員 絵画にならない理由というのは今の説明で分かりましたが、歴史資料に今度してしまうと時期というのが重要になってくるでしょうから、齋藤先生の調書というものがこれから出てくるというお話でしたら、そこに入ってくることになろうと思われそうですので、そういう意味で一括歴史資料というような形で問題ないのだろうなと考えております。

相原会長 他の先生はどうでしょうか？

まあ、専門分野でなくても感じ取った部分を意見としてお聞かせください。例えば、八王子以外で多摩の近辺でこういった絵画を歴史資料として指定している例はありますか？町田とか青梅とか。

土井主任 特に調べてはおりません。

池上委員 私は指定することは反対ではありません。むしろ一括して指定することでより良い保存がされるのでよろしいのではないかと思います。明確に描かれた年号が無くても、幕末の時期に三代に渡っての肖像画がある意義は大きいのではないかと思います。

相原会長 事務局の方から歴史的な資料としての説明等々ありましたが、いままでの各委員さんの意見等を踏まえると一点というよりは一括指定そこに意義があるという意見に集約される。また、事務局の方の説明からしますと、三木家が三代に渡って絵画を残してあるというそういう例がなかなか無いということで、資料としての歴史的価値があるし、女性の肖像画というものはなかなか無いということですから、江戸後期又は幕末の風俗を知る上で絵画の中から発見できる。そういった部分を含めて絵画資料というより歴史資料、八王子の歴史の一端を知るという意味で貴重な歴史資料としての指定の意味があることのようなので、そういう視点に立って考えてみてもよろしいのかなと思います。年号がはっきりしない又は不明なものがあるにしても、江戸後期・江戸末期の時代を表しているという意味では具体的な年号は無くてもよろしいのかなという意見がありました。そういうところを踏まえて、この絵画の意義付け評価の基準というものをこの会で確認して行けば良いのかなと考えます。如何でしょうか？

加藤副会長 描かれている人間は間違いなくこの人でしょうか？歴史資料としてみるのであれば、正確さが必要ではないかと思うのですが。

土井主任 画像上には出てこないのですが、軸の裏に書かれていますのでそれを信用する。あるいは、由緒書きの中で、例えば屋與さんが37歳で亡くなっているとか、間接的な視点で行くかしかないと考えております。その点を含めて齋藤先生が調べていると思えます。ただ、今回は候補を絞っていただく

ということで、今後、齋藤委員の調書等をお出しして再度答申に当たっては検討していただくと。とりあえず今回は候補として絞っていただいて、2月に行われる教育委員会で文化財保護審議会に諮問するというかたちで諮問書を出させていただくという段取りを考えています。とりあえず、原物を見ていただいて、候補としてこの六点でよろしいかということを検討していただければと思います。

相原会長　　今事務局より説明がありましたが、絞込みということで六点ほどありますが、三木家の肖像画五点一括と増田蔵六肖像画一点、計六点ということでしょうか。

神立委員　　椿さんが描いたのが本当に天保年間ということも問題ですけど、もしこれがそうではなくて、系図を見ると三男愛之助栄攄が明治35年に亡くなっていますよね、へたするとこれは明治年間に入ってから描かれたものというような可能性もないわけじゃないですよ。だから、近世後期とか幕末とかいうのではなくて明治も入ってくる可能性があります、一括であればそれはクリアできますよね。一括であれば意味があるわけで、描かれた年代が明治であっても、三代に渡っての肖像画が残されているということにウェイトを置いて考えるというふうになるのではないのでしょうか。

相原会長　　そうですね。

岩橋委員　　美術品として指定する場合は、価値というものがあるので、歴史資料としては、まとめて残されているということに意義がある。それが、八王子千人同心なり当時の商人の暮らしなり風俗なり、また八王子の歴史を考えるうえでどういうふうなことを明らかにする等の位置付けができそうなので歴史資料ということだと思います。要はこの五点をもって、八王子の歴史・地域史に生きるかという説明の部分と来歴ですね。三木家の文書資料はないのですか。あれば説得力が増すのではないかと思うのですが。

土井主任　　千人同心関係の文書はあります。千人同心史編さんの時に全部調査をして一応目録化をしてありますが、ご夫人方についてはほとんどありません。

相原会長　　時代を反映する、時代を投影するという意味合いから三代一括しての指定することに意味がある。ですから、三木家がどうのこうのというよりその時代を象徴する資料として、いわゆる歴史資料として価値がそこに見出されるのではないかというご意見であったと思います。ですから、神立先生もおっしゃっていましたが、時代が明治にかかってもそれを一括することによって江戸だと受け止めてもよいのではというスタンスですから、事務局の方もそういった部分を含めてですね一括して可というふうに思っただけであればよろしいのではないのでしょうか。増田蔵六のものについては、天然理心流の剣豪として幕末に活躍した剣士だという意味合いで、絵画を歴史資料の一端と

して見ていただければよろしいのではないかと思います。

他の先生はどうでしょうか。齋藤先生がどのようなレポートを出してくるか分かりませんが、専門的に分析されてくると思います。我々のスタンスとしては、専門分野というより一般論として歴史的な資料としての意味合いをそこに見出せるものがあればよろしいのではないかと、それがトータルの意見であると思います。

神立委員 3月にもう一回開催されますよね。その中でレポートを見て。

土井主任 今回は絞込みのみで、指定の決定をするものではありません。今後の日程ですが、2月25日に八王子市教育委員会で諮問の決定をし、3月30日の月曜日に皆さんのご都合がよろしければ開催をさせていただいて、そこで齋藤委員の調書を踏まえまして答申案を事務局の方で作りますので、今回の決定事項を踏襲のうえご意見を出していただければと思います。4月になって内諾を得てはいるのですが、所蔵者の方の同意書を取得して5月位に次年度の第1回の審議会を開きまして答申をしていただく。で6月の教育委員会で指定をするとそんな運びで考えております。それでも意見がまだ熟されていなければ、日程の方はまた調整させていただきます。

相原会長 以上、事務局より今後の日程等を含めて話がありました。ここで決定をするということではなくて、齋藤先生のレポートを含めて最終的に決定する。今回の審議会としましては、今まで出された意見・議論を踏まえるということを確認していただければと思います。特になければ協議事項を終わらせていただきます。

報告事項

(1) 保護行政の指針について

相原会長 続いて報告事項について二点程あります。事務局より説明をお願いします。

土井主任 長い間ご検討していただきまして最終的に文化財保護行政の指針ということでまとめさせていただいた訳ですが、「ですます調」であったものを「である調」に訂正させていただきました。また、最後に「以上の基本的な考え方に基づいて、平成 20 年 12 月 10 日付けで別紙のとおり指針を制定した。」という文言を付け加えさせていただきました。役所のまとめ方はこうであるということで、簡便な形でまとめさせていただきました。文化財年報に掲載し周知したいと思います。

(2) 国史跡八王子城の整備について

相原会長 では、引き続き事務局からお願いします。

新藤主査 はい。では、資料の 7 頁目ですけれども、(2) 国史跡八王子城の整備について、簡単ではありますが報告させていただきます。年度末の忙しい時期に全てを行うということでございます。八王子城跡の整備につきましては文化庁の国庫補助事業として、史跡等総合整備活用推進事業ということで、五ヵ年計画の第一年度分として平成 20 年度にカッコにある 25,794 千円付けていただいております。これは 5 割補助ということで国が 50%、残りを 25%ずつ都と市が持つということで整備をしております。(1) につきましては、今後の五ヵ年間の実施設計の作成と基礎調査及び実施設計を委託したものです。これについては順調に進んでいたわけですが、次の(2)(3)については、いろいろと事情がありまして遅れているものであります。どういう事情かと言いますと、9月の第1回文化財保護審議会の時に報告させていただきましたけれども、「8月末豪雨」という名前が付いたのですが、例年8月に降る雨が200何十ミリということですが、それがたった一晩でしかも数時間で降ってしまったという記録的な豪雨のために、御主殿に登っていく斜面が崩落してしまっただけでなく、それをなんとかしなければということで事業が遅れてきております。幸いなことに2になります。災害復旧についてはいろいろ調整をした結果、新たに文化庁の補助事業で災害復旧ということで15,000千円追加で、今後2月2日に交付決定の予定です。これは、南側法面の管理用の道とか斜面を復旧してよいということが認められています。これと並行して遺構確認調査というものを御主殿の内部をいろいろと調査する予定でしたけれども、この道が使えないということで別途新しく出てきた石垣の調査とか、来年度に屋外模

型を設置する予定の旧東京造形大学跡地の試掘、今後遺構整備を予定している金子曲輪の遺構確認調査を行う予定です。それから（２）の安全対策整備工事は、すでに整備した古道の方ですね、木で作った柵がだいぶ腐ってきておりますのでそれを新たに偽木で更に延長して85mの転落防止柵を作るものと、やはり、木製のベンチがだいぶ腐ってきましたので、これを新たに作り直すということで9基これを一括して委託しているところであります。2については、災害復旧は7割の補助です。これについて、厳しい財政状況の中で補助金を貰ってやるようにと指示がありますので、かなり工期的に無理をしてやっているところであります。3は、平成3年に整備した氏照の墓と家臣墓への参道の階段を木で作ったわけですが腐ってきておまして、それから、その手前の橋を架け替えるという事業を市単独事業として実施いたします。それから、ガイドボランティアさんを養成するということが長年の課題でしたが、当面ガイダンス施設がまだできない状況では、既存の管理棟真中の部分をそれに当てる予定です。今、囑託さんがいろいろ管理のための道具置き場として使用しているので、裏側に新しくプレハブを設置します。また、庇を付けて見学者との対応に備えるということで予定をしております。これが今進めております八王子城跡関係の整備内容であります。これにつきましては、当然国の史跡の中でありますから、現状変更の許可が必要で、まずの方が、管理道・法面復旧及び発掘調査ということで、平成20年12月19日付けで許可をいただいております。それから、安全対策整備については、正式な文書は都から届いておりませんが、平成21年1月16日に許可をいただいております。それから、もう一つ八王子城跡のかなりの部分が東京都立自然公園に指定になっておまして、特にこれから災害復旧をする御主殿のあたりは第一種特別地域ということですから、これの形状変更という許可が必要となります。10月の終わり位から交渉し、平成21年1月27日付でやっと許可をいただいております。こんなところで、八王子城跡の整備を進めています。以上です。

相原会長　　以上事務局の方から報告事項二点程ありました。

その他

相原会長 その他については？

新藤主査 その他は次回の日程のみです。3月30日に皆様の日程がつけば開催を予定したいと考えております。

相原会長 3月30日の月曜日は如何でしょうか？また、全体を通して何か質問等ありましたらお願いします。

池上委員 文化財保護行政の指針の制定についてですけど、これの制定主体は教育委員会ですか？

土井主任 はい。

池上委員 それはこの中のどこかに明記されているのですか？

土井主任 出すようにします。日付も入っておりませんのでそれを含めて行います。

相原会長 この保護行政の指針というのは、条例・規則・規程とはまた違った意味でのひとつの事務運営の基本になるものですよね。

土井主任 そうですね。文化財保護行政をやって行くうえで、これを基にする。だからといって条例・規則といったように規制があったりというものではありません。

相原会長 他に何かありますか。特に無ければ閉会します。